

近隣マンション住民からのご意見・ご要望と回答

	ご意見・ご要望	回答 (⇒専門家のご意見に基づいた対応方針)
①	<p>◆23のソメイヨシノの件</p> <p>第16回の図面から、17回の図面に変更される過程で、今回特に問題視している23のソメイヨシノ（別紙資料2）の扱いが変更されていますが、当方で外観を確認する限り、サクラの樹木の樹勢回復の余地や開口空洞については、ウレタン重点の対策や背丈などとの相関関係、さらに支柱の取り付けにより、一定の安全性も担保出来るように思われ、伐採をしない方法案について検討余地がないのか、第三者の診断結果など詳細な分析を改めて得て欲しいと考え、現状の23のソメイヨシノの伐採案に強く反対します。</p> <p>また、もし仮に23のソメイヨシノを伐採が必須とするのであれば、その植え替えには、同様のサクラ木であるべきで、一般的に植え替えに推奨されている「コマツオトメ」を選択頂きたいと思います。</p> <p>特に、現行案の、伐採後の植え替えに23サルスベリ、25シテコブンとする案については、特に強く反対します。</p> <p>害虫・鳥の原因となる恐れが高く受け入れがたいものです。当マンションでも鳥に糞害は都度管理組合で問題となり議論されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙資料2（第18回協議会資料）のとおり、23のソメイヨシノの伐採については、2019年9月～12月に実施した樹木外観診断調査及び樹木精密診断調査を基に2名の樹木専門家に実際に現地を見て頂きヒアリングした結果において伐採せざるを得ないことから、協議会でも承認頂いています。 別紙資料3のとおり、23ソメイヨシノのある区域（B4-2）は土壤汚染対策法による基準値超過区域内にあるため、伐採しない場合、高木の新植は行えない区域（別紙資料4③に該当）となります。また23ソメイヨシノを保全することで今回の改修工事後もこの区域は指定区域として残るため、この区域における将来のリスクとして、施設整備やソメイヨシノの伐採更新を行う場合は、土壤汚染対策工事のために公園を開鎖することになります。 <p>⇒頂いたご意見を基に樹木の専門家に意見を伺い、23ソメイヨシノは計画どおり伐採し、その跡地にコマツオトメと東郷桜を新植します。</p>
②	<p>◆防災倉庫B・二七通り面</p> <p>二七通りに面して、新たに設置される電話BOX・防災倉庫Bによって、その場所に合った樹木が伐採されています（3や79：別紙資料1）。</p> <p>伐採された樹木の代替を考えるのであれば、植え替え品に、むしろ現行案のオタフクナンテンといった低木ではなく（うっそうとした雰囲気になりやすい）、サクラのジンダイイアケボノやコマツオトメを、サクラ以外なら、ケヤキや、イロハモミジなどを新たに植えるなどの対応を頂きたいと考えます。桜の隠れた名所と言われていた東郷元帥記念公園の風格をより高める観点から、二七通りからの風情を創出するようお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙資料3のとおり、新たに防災倉庫Bを設置する区域（A3-9）は、汚染対策深度が2.5mと深く、また4ケヤキを保全するため、土壤汚染対策工事後も基準値超過区域となり、高木の新植は行えない区域（別紙資料4②及び④に該当）となります。二七通り出入口付近は、高木の新植が可能な区域であるため、ジュウガツザクラを新植する計画としています。
③	<p>◆東郷坂入り口</p> <p>また、東郷坂寄りの入り口にあった旧電話BOX位置（21の隣：別紙資料2）にも、季節の樹木、ウメ・モモ・モミジなどの樹木を是非植えて頂きたいと希望します。</p> <p>公園の入り口の明るいイメージの向上には、うっそうとした低木(蚊など集める原因となる)は可能な限り減らし、ある程度背丈のある樹木が立ち並ぶ形にすべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙資料3のとおり、21ケヤキのある区域（B4-1）は、21ケヤキを保全するため土壤汚染対策工事後も基準値超過区域となり、高木の新植は行えない区域（別紙資料4③に該当）となります。また二七通り出入口脇に公園沿革碑を設置することになったため、スペース的にも高木の新植は難しくなっています。なお公園沿革碑の周りには地被類を植栽する予定です。 <p>⇒頂いたご意見を基に樹木の専門家に意見を伺い、東郷坂沿いの植栽地内の低木は、点在させて風通しのよい配置とします。</p>

	ご意見・ご要望	回答 (⇒: 専門家のご意見に基づいた対応方針)
④	<p>◆東郷坂に面した植栽の問題</p> <p>そして、東郷坂に面した 21~33 の場所（別紙資料 1）ですが、現行案で、アジサイを植栽する計画となっていますが、これには断固として反対させていただきます。</p> <p>大量的のサクラの伐採により、東郷元帥記念公園がサクラの隠れた名所であった点を喪失させるだけでなく、アジサイ公園にするよう現行案は、これまでのイメージが別物に塗り替えてしまう行為ですし、最も忌避すべきは、大量のアジサイの植栽が、直近の工事によって減少傾向にあった蚊（ヒトスジシマカ等）の大量繁殖・発生につながるリスクが高いからです。</p> <p>そもそも、低木（アジサイやツツジ）は蚊の潜伏場所となります。したがって、幼稚園や保育園児など数多くの幼児が遊びに来る、東郷元帥記念公園にアジサイを植栽することは、蚊が媒介する病気感染を避ける観点からすれば、禁忌な行為と考えます。したがって、アジサイなどの低木の植栽を新たに行う現行案は修正すべきと考えます。</p> <p>（むしろ、上段広場、中段広場において、蚊が好む低木は可能な限り減らすべきと考えます。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷坂沿いに現在設置されている転落防止柵は撤去されることから、東郷坂沿いの植栽地には東郷坂沿いに低木（マメツゲ等）を植栽することで転落を防止と共に、公園側に低木を植栽することで、植栽地への立ち入りを抑制する計画としています。 ・また下段広場にあった小学校プールを撤去しましたので、以前よりは蚊の発生は少なくなるのではないかと考えています。 <p>⇒頂いたご意見を基に樹木の専門家に意見を伺い、東郷坂沿いの植栽地内の低木は、アジサイの他、コクチナシ等の香りを楽しめる樹種も取り入れ、点在させて風通しのよい配置とします。</p> <p>また東郷元帥記念公園においては、来年度以降樹木の植生に合わせた維持管理を行っていく予定です。</p> <p>東郷坂沿い植栽地断面イメージ</p>
⑤	<p>◆背伸びベンチの問題</p> <p>次に中断広場における「背伸びベンチ」については、設置の見送りか、渡橋がある公園中央部へ移動すべきと考えます。</p> <p>背伸びベンチの形状は、若者が酒などを飲んでたむろしやすく、また浮浪者の寝床にもなり得るため、マンションに近接する位置で設置された場合、騒音や悪臭リスクがあるからです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回設置する施設や配置については、協議会にて協議し決定していますが、配置的には東郷坂側にある「背伸びベンチ」「わき腹のはし」の 2 つの座るタイプの健康遊具と広場奥にある「わたり橋」を入れ替えることは可能です（別紙資料 5・別紙資料 6 参照）。 ・飲酒の有無にかかわらず大声で騒ぐ等があった場合は迷惑行為として声かけを行います。
⑥	<p>◆ちよくる（レンタル自転車）の設置</p> <p>現状の下段広場の番町学園通り以外に公園内に設置するのは避けるようお願いします。</p> <p>そもそも公園や公園周辺は、幼児や小学生（九段小）などの通学者も多く、自転車走行を促すべき環境ではありません。むしろ自転車走行を極力遠慮させる施策を採るべき場所と思われます。千代田区自身が、自転車による事故リスクを高める公園設置施策は避けるべきと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ちよくる」は「身近な交通手段である自転車の活用による環境負荷の低減、健康の増進、放置自転車の削減、自転車による交通の役割の拡大、観光振興に資することを目的としたコミュニティサイクル事業において整備されています。 ・ちよくるについては二七通り側にも設置して欲しいとの住民要望があつたため、公園利用者用の駐輪場と合わせて二七通り側にも設置することになりました。
⑦	<p>◆公園の防犯対策</p> <p>公園の防犯対策として、防犯カメラの設置についても、ぜひご教示をいただきたいと考えております。</p> <p>以下第 21 回協議会にて新たに頂いたご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラについては、町会等地域団体の方で設置して頂くことは可能です。
⑧	現在も公園のハトによるパン害が発生しています。鳥や虫を呼び寄せる実のなる木は新たな被害を助長させないで欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・樹種についても多様性が必要であると考えています。実のなる高木は、中央部の斜面地に新植する計画となっています。
⑨	危険な行為に関する事項についてはしっかりと記載した看板を立てて欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> ・公園での禁止行為について記載したサインを、下段、中段、上段広場の出入口にそれぞれに設置しています。
⑩	公園内上段側にも公園内通路が新設される予定となっており、スケートボード走行による騒音の発生懸念がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・東郷坂沿いのスロープについてはすべて下段広場と同じくスケートボード対策を行う予定です。

2 前回協議会までの樹木の取扱い

(1) 前回協議会での現況樹木の取扱いと再検討事項



第16回協議会では、下記の条件と樹木専門家ヒアリング結果をもとに現況樹木の取扱いを整理しました。

【条件】

- ◆前提条件 ①地区計画・建築基準法(道路からのセットバック) ②東郷坂沿いストップ設置 ③防災倉庫(路上変圧器)の設置 ④下段トイレ・倉庫の分離配置
- ◆立地条件 境界部、道路沿いの傾斜地位置している。幹に開口空洞や傾斜等がみられる樹木

■ヒアリング結果を踏まえた現況樹木の取扱い案

- 上記の前提条件に該当する樹木は移植を検討していた41のソメイヨシノ以外伐採したい。
- 上記の立地条件のうち、一部樹木は伐採の必要性を再度検討を行う。
- 二七通り側の公園入口付近の樹木は、工事用車両が通行するために、工事条件で伐採となっていた。工事用通路の変更が可能か検討し、工事条件で伐採となっていた樹木に対して再度検討する。
- 外観診断判定結果において著しい被害(図:黄色印樹木)となっている樹木の内、ソメイヨシノと基準値超過土壌区域内の樹木等について精密診断調査を行う。

0 20m

2 第17回協議会での樹木の取扱い

(2) 樹木専門家ヒアリング結果詳細

